

会 費 細 則

(目的)

第1条 この細則は一般社団法人西多摩医師会（以下「本会」という。）の会費及び入会金の額並びに納入方法を定め、その適切な運用を図ることを目的とする。

(入会金)

第2条 定款第8条に定める本会の入会金は、次の通りとし、原則として一括して納入するものとする。

(1) 正会員	病院	診療所等（注1）
新規開業の場合	150 万円	70 万円
就業場所の管理者が正会員の場合	徴収しない	徴収しない
開設者（注2）変更の場合		
・ 公立医療機関の場合	徴収しない	徴収しない
・ 同一場所での3親等以内の継承の場合	徴収しない	徴収しない
・ 個人から法人になった場合	徴収しない	徴収しない
・ 法人から個人になった場合	徴収しない	徴収しない
その他の変更の場合		
・ 医療施設が増加し管理者が増加する場合	150 万円	70 万円
・ 診療所から病院に変更する場合	80 万円	—
・ 法人代表者のみの変更	徴収しない	徴収しない
・ 管理者のみの変更の場合	徴収しない	徴収しない
・ 医療機関名のみの変更の場合	徴収しない	徴収しない
・ 医療機関の住所変更の場合	徴収しない	徴収しない
上記に該当しない形態が生じた場合は、その都度理事会で決定する		
(2) 準会員	徴収しない	徴収しない

（注1）診療所等には介護老人保健施設等を含む

（注2）ここで言う開設者とは、医師である個人、又は営利を目的としない法人とする。

- 2 入会に際し、特別の事情のある者が入会金の分割納付を申し出、理事会がその申し出を承認した場合は、入会金を分割して納入することができる。

(会費・負担金)

第3条 定款第8条に定める本会の会費は、次の通りとする。

- 2 正会員は年会費 18 万円を支払うものとする。

ただし、公立病院の年会費については青梅市立総合病院 72 万円、公立福生病院 54 万円、公立阿伎留医療センター36 万円、奥多摩病院 18 万円とする。

- 3 満81歳以上の正会員で下記に該当する会員は、誕生日を迎えた翌年度より年会費を半額免除することができる。

(1) 当会に正会員として20年以上在籍した会員

(2) 正会員としての在籍20年未満だが理事会の審議・承認を得た会員

- 4 総会において承認された場合は、会員から特別会費・負担金を徴収することができる。

(1) 特別会費、負担金の額は、総会の議決によらなければ変更することができない。

(2) 特別会費、負担金の徴収方法は、理事会において決定する。

(会費の納入方法)

第4条 会費は、会員となった月から納入する。

2 前条に規定する会費は、4月1日から翌年3月31日までを1年度分とし、請求に基づき納付しなければならない。

3 会費は、原則として、本会が指定した金融機関の口座に振り込むこととする。尚、振り込み料金が生ずる場合は、会員本人が負担するものとする。

4 年度途中における入会の会費は月割で計算する。

(会費未納者の取扱)

第5条 毎年3月31日までに当該年度会費が未納の会員に対しては、役員の選挙権・被選挙権を停止させることができる。

(会費未納者の再入会)

第6条 定款第11条第4号の規定により会員資格を消失したものが、その後6ヶ月以内に未払金全額を納入し、再入会を希望したときは、理事会ですみやかに再入会についての審議を行い、入会が認められた場合は会員資格が復活する。但し、この場合の入会については、入会金を徴収しない。

(細則改廃の手続き)

第7条 本細則は社員総会の議決によらなければ改廃することができない。

附則

1. この細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

2. この細則第3条の規定にかかわらず、本細則施行前に既納となっている2012年度会費及び本細則施行後にそれ以前の未納会費が支払われた場合、その会費は本法人の会費とする。

3. この細則施行前の未納会費の徴収権限は、本法人が有する。

4. 令和元年6月18日一部改正